報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成31年4月25日
熊本行政評価事務所

ミルクロードの霧の発生情報を道路情報板で表示することの推進

― 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん等に対する関係機関の回答 ―

総務省熊本行政評価事務所（所長：木村（きむら） 隆明（たかあき））は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長 鈴木（すずき） 桂樹（けいじゅ） 熊本大学法学部教授）に諮り、その検討結果を踏まえ、平成31年3月1日、国土交通省熊本河川国道事務所及び熊本県阿蘇地域振興局に対し、あっせん等を行いました。

これに対し、両機関から、回答がありましたので、公表します。

行政相談の要旨

私は、熊本市と大分市を車で頻繁に行き来しており、ミルクロードを利用しているが、雨天時などに濃霧が発生することが多く、通行に危険を感じることもある。

ミルクロードに入る手前で既に霧が発生していることが分かる場合は、国道57号の別の迂回ルートを選択しているが、ミルクロードに入って二重峠を越えてから濃霧に見舞われることも度々あり、ここからは引き返すことも容易ではない。

国道57号の「ミルクロード入口交差点」の手前に設置されている道路情報板にミルクロードの霧の発生状況を表示して、ドライバーに情報提供してほしい。



※ 本資料については、熊本行政評価事務所のホームページに掲載します。
URL http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/kumamoto.html

〔照会先〕 主任行政相談官 古森 正則
電 話：096－324－1662

行政苦情救済推進会議の主な意見

1　運転中、濃霧に遭遇すると、速度を落して運転しても、ドライバーは不安や危険を感じるものである。濃霧は衝突などの事故に繋がる可能性もあり、道路管理者は積極的に霧の発生状況を把握し、情報提供することが必要ではないか。

2　雪や大雨は、事前に予想することが容易だが、霧は、現地の天候に疎い者には予想しづらく、ドライバーにとって情報提供のニーズは高い。

3　霧の状態が変化して、情報提供が結果的に空振りになったとしても、霧の発生について道路情報板に表示して注意を促すことは意味がある。

4　道路管理者間の連携は重要であり、霧の発生についても、道路を利用する側の視点に立って、熊本県が熊本河川国道事務所に情報提供するなど、できる限りきめ細かな情報提供をしてほしい。

5　ドライバーが霧の情報を踏まえて経路選択することができるよう、霧が発生している地点（二重峠付近、大観峰方面など）を表示することが親切で有益な情報だ。

熊本県、熊本河川国道事務所に対する検討依頼事項

1　熊本県は、ミルクロードについて、道路パトロールや、道路管理用カメラの映像を活用することにより走行に注意を要する程度の霧の発生を認めた場合、県が管理する道路情報板に当該情報を表示するとともに、熊本河川国道事務所に当該情報を提供して同事務所が管理する道路情報板に表示するよう依頼すること。

　なお、霧の発生状況の道路情報板への表示や熊本河川国道事務所への情報提供にあたっては、霧が発生している方面の表示等も行うこと。

2　熊本河川国道事務所は、熊本県からミルクロードの霧に関する情報の道路情報板への表示依頼があった場合、内容を検討のうえ道路情報板に当該情報を表示すること。

熊本県、熊本河川国道事務所の回答

1　熊本県の回答

ミルクロードについては、熊本地震の発生以降国道57号の迂回路となっており交通量も多いため、以下のとおり試行し、課題の抽出と整理を行います。(注1)

① 道路パトロール等により走行に注意を要する程度の霧の発生を確認した場合には、県が管理する道路情報板に当該情報を表示します。

② 併せて、熊本河川国道事務所に対して当該情報を提供し、同事務所が管理している道路情報板へ霧の発生に関する情報の表示について依頼します。

③ 表示する情報等については、表示文字数等機器の仕様の範囲において、道路利用者に分かりやすい表示に努めます。

（行政評価事務所 注1） 熊本県では、霧が発生する場所やどの程度走行に注意を要するかが不明であり、また、霧の発生の確認や情報提供等について蓄積がないことから、事例を積み上げながら対応していくとしている。

2　熊本河川国道事務所の回答

熊本河川国道事務所が管理している道路情報板については、これまでも、熊本県から表示依頼があった場合は対応しており(注2)、これからも、熊本県からミルクロードの霧の情報について表示依頼があれば対応する。なお、その他に緊急性・必要性等の高い情報がある場合は、それらを優先して表示する。

（行政評価事務所 注2） 積雪による県道のチェーン規制などに関する表示依頼への対応を指している。

行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情の救済を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています(平成31年3月現在の委員は下記の方々です。)。

座　長	鈴木　桂樹	（熊本大学 法学部教授）			
委　員	岩元　俊弘	（㈱熊本日日新聞社　専務取締役）	本田　郁子	（有職者婦人クラブ　萌の会　副会長）	
	谷﨑　淳一	（熊本商工会議所　専務理事）	馬場　　啓	（弁護士）	
	坂口　眞理	（NPO法人熊本消費者協会　理事）	松岡　為利	（熊本行政相談委員協議会長）	